

物件明細書			
売却区分番号	渋川市-1	見積価額	金330,000円
		公売保証金	金40,000円
財産の表示(不動産登記簿による表示)			
(土地)			
1 所在 渋川市北橋町上南室字相ノ田 地番 143番1 地目 畑 地積 180㎡		2 所在 渋川市北橋町上南室字相ノ田 地番 143番2 地目 畑 地積 251㎡	
物件の位置	JR上越線「渋川駅」の東方約5.1km(直線距離)		
公法上の規制	都市計画区分:非線引都市計画区域 用途地域:指定なし 建ぺい率: 70% 容積率: 400% 防火規制:なし 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地に該当(上ノ原遺跡)。		
接道状況	北西約2.5m舗装市道(建築基準法第42条2項道路)にほぼ等高接面		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦であるが南方向に向かって僅かに下る	
	画地条件	間口:約20m 奥行:約25m(公図上)	
	形状	ほぼ整形	
使用状況等	<ol style="list-style-type: none"> 令和5年7月現在、耕作は行われておらず、無管理状態で雑草や樹木が繁茂しています。 令和5年7月現在、農業委員会に届出された小作人等はいません。 西側接道部分全面に1m前後程の巨石が複数あり、進入に支障があります。 西側接道部分の一部にコンクリートが打ってあります。 敷地東側と接する土地は崖となっています。 		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 公売財産1~2は一括公売とします。 農業振興地域内、農用地区域外です。 買受希望者は、「買受適格証明書」の提出が必要となります。なお、買受適格証明書の交付申請に当たっては申請期間の指定があり、申請から交付まで概ね1か月を要します。詳しくは渋川市農業委員会(0279-22-2920)にお問い合わせください。 所有権移転に当たっては、農地法で規定する許可が必要となります。 群馬用水供給対象区域外、土地改良区域外。 埋蔵文化財包蔵地(上ノ原遺跡)のため、開発等をする場合は、事前に渋川市文化財保護課(0279-52-2102)に相談及び届出が必要です。 土砂災害(特別)警戒区域外です。 渋川市立地適正化計画における居住誘導区域外、都市機能誘導区域外です。 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 渋川市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 渋川市は、公売財産の引き渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退きなどについても、すべて買受人自身で行ってください。 公売財産は、現状引渡しとなります。 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが他の法令等により制限のある場合は、これに従います。 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行った上で入札してください。 権利移転に要する費用(登録免許税等)は買受人の負担とします。 現所有者および渋川市は公売財産の種類又は品質に関する不適合について担保責任等を負いません。 		
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。		